

2020.3.3時点（資料編）

久留米市文化芸術振興基本計画

Kurume City Master Plan for Promoting Culture and Art

[令和2年度～令和7年度]

資料編

(策定の経過)

2020年（令和2年）3月

【編集・発行】

久留米市 市民文化部 文化振興課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9224 ファクス：0942-30-9714

電子メール：shibunka@city.kurume.fukuoka.jp

－ 目 次 －

1	久留米市文化芸術振興審議会委員名簿	2
2	久留米市文化芸術振興基本計画〔令和2年度～令和7年度〕 策定フローチャート	3
3	次期久留米市文化芸術振興基本計画の策定について（諮問）	4
4	次期久留米市文化芸術振興基本計画の策定について（答申）	5
5	次期久留米市文化芸術振興基本計画策定に当たっての基本方針	6
6	久留米市文化芸術振興条例	9
7	久留米市文化芸術振興審議会規則	12
8	久留米市文化芸術振興審議会の開催状況	15

久留米市文化芸術振興審議会委員名簿

任期：平成30年8月30日～令和2年3月31日

役職	氏名	所属等
会長	木藤 恒夫	久留米大学 文学部教授
副会長	木村 清吾	久留米連合文化会会長
委員	井原 絹江	福岡県文化団体連合会 参与
委員	上田 聖子	九州大谷短期大学 表現学科 学科長
委員	大倉 紀子	(株) ジャンヌマリー 代表取締役
委員	片山 礼二郎	(公財) 九州経済調査協会 調査研究部長
委員	古賀 貴洋	市民公募【吹奏楽団ゆうすい代表】
委員	濱田 耕治	西日本新聞社 久留米総局長
委員	福田 隆雄	市民公募
委員	前原 寿代	遊技団 ごっこ・ぼざあーる 代表
委員	矢次 恵美子	NPO 法人久留米ブランド研究会 事務局長

久留米市文化芸術振興基本計画〔令和2年度～令和7年度〕策定フローチャート

年度	月	策定項目	市民（関係団体）	庁内	文化芸術振興審議会	市議会（教育委員会）
平成30年度		・ 評価実施	・ 市民意識調査		※計5回開催	
令和元年度	4月	・ 前基本計画の総括 ・ 基本方針策定		・ 政策評価の実施 ・ 現基本計画の総括 ・ 次期（R2-7）基本計画策定にあたっての基本方針(案)の作成	【第1回】 ・ 諮問 ・ 総括の審議	
	5月					
	6月					
	7月					
	7月					
	7月					
	8月	・ 基本計画骨子策定		・ 基本計画策定にあたっての基本方針の策定 ・ 基本計画骨子(案)の作成	【第2回】 ・ 基本計画骨子(案)の審議	
	8月					
	8月					
	9月			・ 基本計画骨子の策定 ・ 基本計画原案の作成	【第3回】 ・ 基本計画原案の審議	【9月】 ・ 協議会 (前基本計画の総括、次期基本計画の骨子)
	9月					
	9月					
	10月	・ 基本計画原案策定		・ 基本計画骨子の策定 ・ 基本計画原案の作成	【第4回】 ・ 基本計画原案の審議	
	10月					
	10月					
	11月					
	11月					
	11月					
12月			・ パブリック・コメントの実施 (関係団体) ・ 原案の説明 意見交換 ・ 市政アンケート モニターモニの実施	【第5回】 ・ 基本計画原案最終審議	【11月】 ・ 所管事務調査 (次期基本計画の素案、意見聴取の開始)	
12月						
12月						
1月			・ 基本計画の策定 (完成)	【3月】 ・ 答申	(教育委員会) 【1月】 ・ 意見聴取	
1月						
1月						
2月	・ 基本計画策定 ・ 評価実施		・ パブリック・コメント等の意見を踏まえた原案修正	【第5回】 ・ 基本計画原案最終審議	【3月】 ・ 協議会 (パコメ結果・市民の意見等報告)	
2月						
2月						
3月			・ 市HPへの掲載 ・ 公共施設への設置	【3月】 ・ 答申		
3月						
3月						
令和2年度	4月	・ 議会報告 ・ 広報				【4月】 ・ 基本計画完成版最終報告

次期久留米市文化芸術振興基本計画の策定について（諮問）

1 文第 130 号
令和元年 7 月 30 日

久留米市文化芸術振興審議会 様

久留米市長 大久保 勉

次期久留米市文化芸術振興基本計画の策定について（諮問）

久留米市文化芸術振興条例に基づき、次期久留米市文化芸術振興基本計画の策定について諮問します。

次期久留米市文化芸術振興基本計画の策定について（答申）

1 文第 号
令和 2 年 3 月 日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市文化芸術振興審議会
会長 木藤 恒夫

次期久留米市文化芸術振興基本計画の策定について（答申）

令和元年 7 月 30 日付 1 文第 130 号にて当審議会に諮問された、次期久留米市文化芸術振興基本計画について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

次期久留米市文化芸術振興基本計画策定に当たっての基本方針

次期久留米市文化芸術振興基本計画策定に当たっての基本方針について

1 目的

この基本方針は、次期久留米市文化芸術振興基本計画（以下「次期基本計画」という。）の策定にあたり、現行の久留米市文化芸術振興基本計画（平成 27 年度～平成 31 年度〔令和元年度〕。以下「現基本計画」という。）の総括を踏まえ、策定作業を円滑に進めるため、その背景や視点、計画の構成など、次期基本計画策定に関する基本的な事項について定めるものである。

2 背景

【計画行政の推進・現基本計画の終期の到来】

- ・ 久留米市では、将来を見通した長期的な都市づくりの指針として新総合計画（基本構想：平成 13 年度～平成 37 年度〔令和 7 年度〕、基本計画（第 3 次：平成 27 年度～平成 31 年度〔令和元年度〕、第 4 次：令和 2 年度～令和 7 年度（策定中）。以下「第 4 次基本計画」という。）に基づき、一貫かつ継続した都市づくりを進めている。
- ・ この総合計画を推進する分野別計画として、今後の久留米市の文化芸術振興の基本的な方向を示し、文化芸術政策における具体的な取組みを明らかにするとともに、文化芸術の振興を都市魅力の向上につなげていくため、「久留米市文化芸術振興基本計画」を策定し、体系的な施策推進を図っている。
- ・ 現基本計画の計画期間が平成 31 年度〔令和元年〕で終了するため、令和 2 年度以降の文化芸術振興に関する指針として、次期基本計画を策定する必要がある。

【社会経済環境の変化】

- ・ 策定に当たっては、人口減少社会や超高齢社会の本格化、経済のいっそうのグローバル化、ダイバーシティ社会やデータ駆動型社会の到来など、地域社会を取り巻く社会経済環境が大きく変化し、その対応が必要である。
また、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、自然災害等における復興の過程で、被災者に対する心の癒しや活力の創出など、文化芸術が持つ力や役割があらためて認識された。近年では、様々な社会問題の解決策として、アートを用いたアプローチも積極的に行われており、文化芸術の社会的な役割は、ますます拡大している。

【国の文化芸術政策の動向】

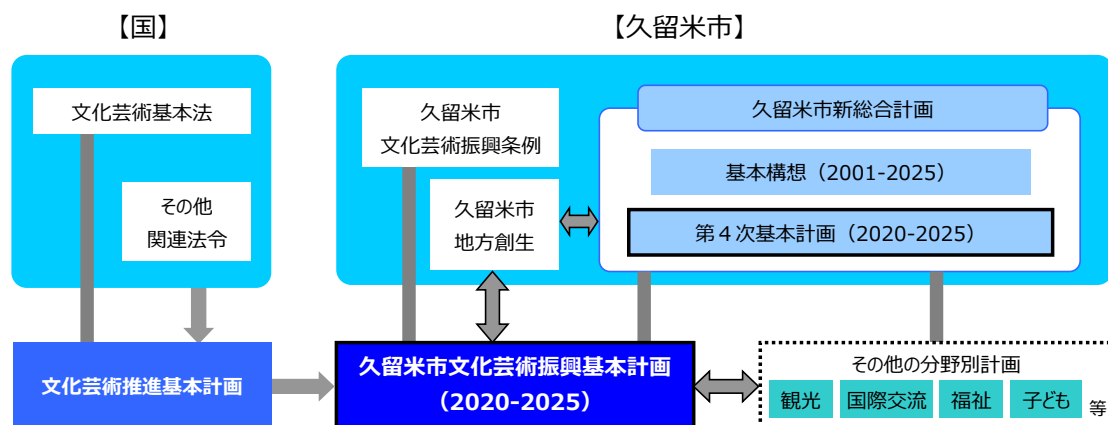
- ・ 国においては、平成 29 年 6 月、文化芸術振興基本法の一部改正（名称が「文化芸術基本法」に変更。以下「基本法」という。）が施行され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが示された。加えて、この基本法では、地方公共団体においても、政府が定める「文化芸術推進計画」を参酌し、地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画の策定（努力義務）が明記されている。
また、東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、日本の文化芸術の価値を世界へ発信する好機ともなっている。本市においても、ケニア共和国、カザフスタン共和国の事前キャンプ地とな

ることが決定しており、競技大会と文化芸術を連動させ、相乗効果を図っていく必要がある。

3 計画の位置付け

次期基本計画は、第4次基本計画の文化芸術に係る分野別計画と位置付ける。併せて、基本法が要請する、地方版文化芸術推進計画と位置付ける。

また、計画の推進に当たっては、基本法の趣旨に照らし、地方創生をはじめ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、子ども等、本市が策定するその他の関連計画との連携を図りながら、施策を展開する。



4 計画の構成

次期基本計画は、現基本計画と同様に、【本編】及び【資料編】で構成し、【本編】については、次の4章で構成する。

- ・ I章 計画策定の背景と目的
- ・ II章 計画の理念と目的
- ・ III章 計画の柱と取組みの内容
- ・ IV章 計画の進め方

5 計画の期間

第4次基本計画が、久留米市新総合計画基本構想（25年間）の総仕上げの時期に位置し、その計画期間が、一定の具体的都市づくりを戦略的に想定できる6年間（令和2年度～令和7年度）とされていることを踏まえ、同基本計画の分野別計画と位置付ける次期基本計画についても、その計画期間を、同様の6年間（令和2年度～令和7年度）とする。

6 策定のポイント

次期基本計画の策定に当たっては、以下の視点をもって策定を行う。

- (1) 本市の地域特性を活かした計画づくり（地域性・独自性）
 - ・ 社会経済環境が大きく変化する中で、時代潮流に的確かつ迅速に対応するとともに、本市が強みを持つ多彩な文化資源など、地域特性や地域の自主性を追求した計画を目指す。
- (2) 施策の選択と集中を明確にした計画づくり（優位性・重点性）
 - ・ 次期基本計画は、本市の文化芸術政策の指針としての位置付けを明確化するとともに、施策の優先性・重点性を明らかにした計画を目指す。

(3) 市民との協働（共有性）

- ・ パブリック・コメント等を用いて多様な市民意見を取り入れるとともに、市民と共有できる分かりやすい計画を目指す。

(4) 実効性のある計画の推進（実効性）

- ・ 社会経済情勢等の変化に対応できる機動的な進行管理や、分かりやすい評価手法でPDCA サイクルを実践し、実効性のある計画を目指す。

(5) 上位計画等との整合性の確保（整合性）

- ・ 次期基本計画の上位計画となる4次基本計画（策定中）の内容との整合を図るほか、久留米市地方創生総合戦略とも連携した、シナジー効果が発揮できる計画を目指す。

7 策定体制

(1) 審議会

多様な視点からの意見を反映した計画とするため、久留米市文化芸術振興基本条例（平成18年3月30日久留米市条例第17号）及び久留米市文化芸術振興審議会規則（平成18年3月31日久留米市規則第35号）に基づく「久留米市文化芸術振興審議会」に諮問し、答申を受ける。

(2) 庁内体制

審議会の事務局を市民文化部文化振興課が担い、庁内関係各課等との意見交換を随時行いながら、原案作成等を進める。

(3) その他

文化芸術基本法第7条の2第2項の定めにより、教育委員会からの意見聴取を行う。

8 市民参画

市民との協働による計画づくりの観点から、計画策定過程への市民参画を推進しながら、次期基本計画を策定するものとする。 ※ 以下例示

- ・ 審議会への市民公募委員の参画
- ・ 市民意識調査（市政アンケートモニター「くるモニ」）の実施
- ・ 関係団体との意見交換会の開催（ヒアリングの実施）
- ・ パブリック・コメントの実施

9 決定方法

久留米市文化芸術振興審議会に諮問し、答申を経た後、市長が決定する。

久留米市文化芸術振興条例

○久留米市文化芸術振興条例

平成18年3月30日

久留米市条例第17号

(前文)

耳納連山を仰ぎ、筑後川の流れて沿って伸びやかに広がる久留米市は、自然環境と地の利に恵まれ、長い歴史と伝統の上に豊かな文化芸術の土壌を形成して来ました。

私たちは、先人から受け継いだ有形無形の財産を、かけがえのない大切なものとして受け継ぎ、さらに豊かなものとして次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

文化芸術は、人々の心を潤して豊かな感性や個性を育てるとともに、産業経済や地域社会に活力を与えて誇りが持てる生き生きとした社会を生み出します。また、文化芸術は、人々のお互いの理解やふれ合い、交流を促し、世界に平和をもたらすものとして、これからの社会づくりに限りなく大きな役割を担っています。

市民一人ひとりの個性を大事にしながら、心の豊かさが実感できる市民生活の実現と誇りと自信が持てる生き生きとした社会の構築を目指して、文化芸術をさらに盛んにするための総合的な取組を積極的に進めていくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念や施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術を振興するために必要な施策の推進や活動の促進を図り、市民の誰もが文化芸術に親しみ、自らの意思で積極的に文化芸術活動を行い、個性豊かな久留米らしい文化芸術の創造に取り組むまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の振興を担うのはすべての市民（企業及び団体を含む。以下同じ。）であることを踏まえ、市民の自主性及び意思が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を担う市民の個性や価値観、多様性が尊重されなければならない。

(文化芸術)

第3条 この条例における「文化芸術」とは、芸術文化に限らず、地域の伝統や生活に根ざした文化などを含む幅広いものとする。

(市民との協働)

第4条 市民と市は、互いに協力して文化芸術の振興に関する活動に取り組むものとする。

(機会や場の確保)

第5条 市民と市は、文化芸術の創作、練習、交流、発表、鑑賞等を行うための多様な機会や場の確保に努める。

2 市民と市は、文化芸術活動を行う場として、公の施設だけでなく民間の施設も積極的に活用されるよう努める。

(情報の提供)

第6条 市は、市民が文化芸術活動を行うときに必要な情報を得やすいような情報提供の方法及び仕組みを整えるものとする。

(人材の育成及び活用)

第7条 市民と市は、地域の芸術活動を行う者を育成し、活用することに努める。

2 市民と市は、子供の豊かな感性や情緒等を育むために、地域や学校において、子供が文化芸術を体験したり、学習したりする多様な機会や場を確保し、提供することに努める。

3 市民と市は、市民が文化芸術活動を支援しやすくするための環境づくりや人材の育成と活用に努める。

(財政上の措置)

第8条 市は、文化芸術を振興するために、効率的で効果的な施策や事業の推進と市民の文化芸術活動における主体性に配慮して、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(市民支援の促進)

第9条 市は、文化芸術活動に対する市民による支援が効果的に行われるよう、必要な環境の整備を行うものとする。

(久留米らしい文化の創造)

第10条 市民と市は、地域の文化的な資源や人材を生かして、個性と魅力に富んだ久留米らしい文化芸術を生み出し、各方面へ発信するよう努める。

(文化的なまちづくり)

第11条 市は、文化的な視点に配慮して、施策の推進にあたるものとする。

2 市民と市は、文化芸術に配慮した美しく潤いのある都市づくりの推進に努める。

3 市民と市は、温かいもてなしのできる心豊かな風土づくりに取り組むよう努める。

(顕彰)

第12条 市民と市は、ふるさとが生んだ偉大な先達及び地域における文化芸術の優れた人材を顕彰するよう努める。

(文化資源の保存活用)

第13条 市は、市民と一体となって有形又は無形の文化財、伝承、町並み、祭その他の久留米の個性の元となる文化資源の保存と活用に努める。

(体制等の整備)

第14条 市は、市民と一体となって文化芸術の振興に係る施策を推進するため、必要な体制の整備に努める。

(基本計画)

第15条 市は、文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、久留米市文化芸術振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 市は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させるよう努める。

3 市は、基本計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、その成果を適切に評価するため、必要な仕組みをつくるものとする。

(審議会の設置)

第16条 市は、久留米市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要な事項

3 審議会は、文化芸術の振興に関することについて市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関することは、市長が規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

久留米市文化芸術振興審議会規則

○久留米市文化芸術振興審議会規則

平成18年3月31日

久留米市規則第35号

改正 平成22年1月8日規則第1号

平成23年3月30日規則第40号

平成24年3月30日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市文化芸術振興条例（平成18年久留米市条例第17号）第16条第4項の規定に基づき、久留米市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平22規則1・一部改正）

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

（平24規則17・一部改正）

(委員)

第3条 審議会の委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選任する。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(特別委員)

第6条 審議会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が任命し、又は委嘱する。

3 特別委員は、審議会の会議において意見を述べることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときをもって解任されるものとする。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民文化部において処理する。

(平23規則40・一部改正)

(公印)

第9条 公印は、次のとおりとする。

名称	形状	寸法(ミリメートル)	書体	管守者	個数
久留米市文化芸術振興審議会会長印	正方形	24	れい書	文化振興課長	1

2 公印の取扱いについては、久留米市公印規則(昭和28年久留米市規則第20号)の規定を準用する。

(平23規則40・一部改正)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成22年1月8日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日規則第40号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

久留米市文化芸術振興審議会の開催状況

	開催年月日	審議内容等
第1回	令和元年7月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・久留米文化芸術振興基本計画(平成27年度～平成31年度)の総括について ・次期久留米市文化芸術振興基本計画策定に当たっての基本方針について ・国の文化芸術政策の動向について
第2回	令和元年8月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「久留米市文化芸術振興基本計画(平成27年度～平成31年度)の総括」及び「次期久留米市文化芸術振興基本計画策定に当たっての基本方針」について ・次期久留米市文化芸術振興基本計画の骨子について
第3回	令和元年10月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・現基本計画の総括について ・次期基本計画の骨子について ・次期基本計画の原案について
第4回	令和元年12月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・次期基本計画の原案について
第5回	令和2年3月3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・次期基本計画(案)に対するパブリック・コメントの結果について ・教育委員会及び関係団体からの意見聴取結果について ・令和元年度市政アンケートモニター「くるモニ」の結果及び総括目標について ・サブタイトルについて ・資料編について